

次世代型営農チャレンジファーム運営事業仕様書

1 業務の範囲

応募する事業者は、以下の内容について提案を行うこと。

(1) 次世代型営農モデルの実証

農業大学校の実習用地（以下「チャレンジファーム」という。）において、大規模ほ場の特徴を生かした次世代営農モデルの実証を行う。

提案内容の要件は下記のとおり。

① 栽培品目

ほうれんそう、さといも、だいこん、かんしょ、にんじん、キャベツの6品目のうち、1品目以上を栽培し、当該品目を中心とした輪作・周年生産体系を行う。（輪作・周年生産体系の中で上記6品目以外を組み合わせることは可）

② 栽培規模

1品目あたり、1回の作付を原則50a以上とすること。ただし、50aを超える作付については、段階的定植・播種を可とする。また、50aに満たない場合は、その理由を企画提案書に記載すること。

③ 実証課題

大規模ほ場において効率的な営農体系を確立するとともに、次に掲げる課題のいずれかについて実証すること。

ア スマート農業技術を活用した露地野菜における営農モデルの実証

- 例)
- ・ロボットトラクタや自動操舵システム等のスマート農機を活用した作業の省力化
 - ・気象データ対応型自動かん水（畑かん活用）による加工用ほうれんそうの安定生産
 - ・センシング技術（土壌センサーやドローン等の活用）やデータに基づく栽培改善
 - ・AIを活用した栽培管理や出荷予測

イ 資材高騰に対応した露地野菜における低コスト営農モデルの実証

- 例)
- ・基肥一発肥料の活用や局所施肥技術による肥料費の低減
 - ・緑肥の活用による肥料費の低減
 - ・可変施肥技術による肥料費の低減

ウ みどりの食料システム戦略に掲げる目標達成に繋がる営農モデルの実証（化学農薬・化学肥料使用料の低減、有機農業の拡大 等）

- 例)
- ・露地野菜における化学農薬に頼らない病虫害防除技術の実証（緑肥作物による土壌病虫害の発生抑制、BT剤、性フェロモン剤、光トラップ等）
 - ・露地陽熱消毒の実施による化学農薬・除草剤使用料の低減
 - ・メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥や、化学肥料と堆肥を混合した混合堆肥複合肥料などを利用した栽培実証

※ 上記は、例として記載しているものであり、必ずしもこの取組を求めるものではありません。各実証課題に沿った取組を御提案ください。

(2) 次世代営農総合研修の開催

① 目的

チャレンジファームで実証するスマート農業技術等を活用した新たな営農モデルに係る取組について、農業大学校生等に対し、視察・研修等を行う。

② 実施場所

チャレンジファーム

③ 研修対象

研修対象を下記のとおり区分し、研修を実施する。

- 県立農業大学校生、みやざき農業実践塾生
- 技術を普及すべき担い手農家、普及指導員、営農指導員、農業高校生等

④ 実施回数等

- 県立農業大学校生及びみやざき農業実践塾生については、農業大学校教員と協議し、研修を実施する。(農業大学校窓口：農学科)
- 上記以外を対象とした研修については、県と連携の上、年1回以上実施すること。(県窓口：農業普及技術課)

⑤ 研修内容

事業実施者が提案すること。

⑥ 研修運営方法の工夫

研修対象が参加しやすいよう、研修運営方法(例：研修期間を設定し、随時、研修申込みを受け付ける等)を工夫すること。

⑦ その他

参加者からの費用は一切徴収しない。

また、参加者への交通費や受講手当等は一切支給しない。

(3) その他企画について

この他、チャレンジファームが立地する県立農業大学校生への講義や連携の提案などがある場合は、提案ください。

例) ・畑かん営農に関する散水実演

- ・簡易土壌診断、土壌微生物活性、病害虫発生等の調査実習におけるほ場、サンプルなどの提供・診断等技術修得支援。

(4) 共通事項

- ・ チャレンジファームは、本事業以外に使用しないこと。
 - ・ チャレンジファームに構造物、建物を設置しないこと。
 - ・ そのほか、不相当と認められる行為をしないこと。
 - ・ 事業実施者は、事業を実施するに当たり、県と十分な調整を行うこと。
 - ・ 本事業を円滑に遂行するため、県は、必要に応じて、事業実施者に対して業務の進捗状況について報告を求められることができるとともに、事業方針等について変更を求めることができる。
 - ・ 事業実施者は、年度ごとに事業報告書等(様式1～4)を提出すること。
- また、年1回開催する成果報告会・年度計画説明会に参加し、前年度実証により得られた成果及び当年度の取組計画を発表すること。
- なお、チャレンジファームで得られた実証データについて、県は無償で利用

できるものとする。

- ・ 県又は県が参画する協議会等から、技術実証等の提案があった場合は、可能な範囲で協力すること。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と事業実施者が協議の上定めるものとする。

2 事業に係る経費について

(1) 次世代型経営モデルの実証

農産物を栽培、管理、収穫するために使用する資材等については、すべて事業実施者の負担とする。

ただし、チャレンジファームで事業実施者が収穫した農産物はすべて事業実施者に帰属するものとする。

なお、農産物の収穫量が見込みを下回った場合や自然災害等、使用中のあらゆる不利益について、県はその責任を負わないものとする。

(2) 次世代営農総合研修及びその他提案に基づき実施する取組

すべて事業者の負担とする。

3 その他

事業の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

なお、県は当該事件の解決のための責任を、一切負わないものとする。